

八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和6年3月12日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中 18名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10番 中村 正記 欠	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 21名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 欠	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 金田 かおり、主事 工藤 悠万、技師 柴田 あかね、主事 若佐谷 龍太、
主事 宮本 朋佳

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

中里GL

事務局の中里から御報告いたします。

本日は、中村農業委員、梅津推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいたしておりま
す。

中里GL

次に、本日の議案のうち、議案第11号、令和5年度第14号八戸市農用地利用
集積計画の決定につきましては、馬場会長職務代理者、上村推進委員及び山田推
進委員が当事者となっている事案がございます。

馬場会長職務代理者におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますの
で、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきま
すようお願い申し上げます。

また、上村推進委員及び山田推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、
事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げま
す。

中里GL

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、
次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、三浦豊委員の御発声に続いてお願ひいたします。

三浦（豊）委員

【憲章唱和】

中里GL

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長

皆様、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。昨日3月11
日で東日本大震災から13年目となりました。近年は地震だけでなく、多くの自

然災害に見舞われておりますが、災害の教訓を忘れずに次の世代に語り継いでいかなければならぬものと思っております。話は変わりますが、3月の上旬に東京で開催された女性と農業委員会活動推進シンポジウムに参加してまいりました。その中の事例発表で、中間管理機構の関連事業を導入し、農地の基盤整備事業を行い、地元負担がゼロという取り組みをしたというものがありました。耕作放棄地、遊休農地半分以上を圃場整備して若い人に引き継いでいるそうです。樹園地を三段に分けています。その法面はすべてラジコンによる草刈り機を導入し、今までのような刈払い機を持ってというような作業はやらないで、スマート農業の方向で行っていますということでした。何回も集まらないといけないし、どうしても反対する人もいますけど、成果というのにはありますので、皆さん頑張ってくださいという発表でした。これから農地の問題があると思いますので、皆さん頑張っていただきたいと思います。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますよう宜しくお願ひいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、17番 加藤 浩幸 委員、19番 赤坂 英夫 委員両氏を指名いたします。

日程第2
会長

次に、日程第2、議案第8号、令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

山崎G.L

事務局の山崎から、令和6年度最適化活動の目標の設定等について御説明いたしますので、A4縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷の資料を御覧ください。

農業委員会では、毎年度、最適化活動に係る目標を設定することが国の通知で定められており、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進などの成果や、委員活動の日数や内容等について目標を定めることになっております。

令和6年度最適化活動の目標の設定等について事務局案を作成しましたので、概要を御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

I、農業委員会の状況については、令和6年4月1日現在の状況を記載しており、1 農業委員会の現在の体制では、委員の任期や定数等について記載しております。

次に、2、農家・農地等の概要については、主に2020年農林業センサスに基づいて経営体数・農業者数を記載しており、一番下の表の耕地面積については、直近の統計調査の数値を基に記載しております。

2ページをお開き願います。

II、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)、農地の集積について、①、現状及び課題の現状は、これまでの集積面積1,046.7ha、集積率21.9%となっております。②、目標は、農業委員会が定める「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で設定する内容とすることが国の通知で定められており、同指針では、令和12年度末の集積率は90%を目標としております。

これは青森県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」における担い手への農地利用集積率の目標が 90%に設定されていることによるもので、非常に厳しい目標ではございますが、御理解いただきたいと思います。今年度の新規集積面積は、466.9ha、今年度末の集積面積（累計）1,513.6ha は、指針における令和 12 年度末の目標を基に年割し、単年度の集積面積、集積率の目標を算定しております。

次に、(2)、遊休農地の解消につきましては、①、現状及び課題の現状は、1 号遊休農地面積 122.7ha、うち緑区分 78.1ha、うち黄区分 44.6ha となっております。②、目標のうち、ア、既存遊休農地の解消の a、緑区分の遊休農地の解消は、国からの通知により、傾斜地など形状又は性質から農地利用が困難であり、遊休農地となりうる現況であるものは解消目標から除外できることとされておりまことから、令和 3 年度における緑区分 130.5ha からそれらを除外した 40.9ha、その面積を 5 年間で計画的に解消するために 5 分の 1 の 8.18ha を解消目標面積とし、イ、新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 0.5ha を解消目標面積として設定しております。

3 ページを御覧願います。

(3)、新規参入の促進につきましては、①、現状及び課題の現状は、直近 3 年度において記載のとおりとなっております。②、目標は、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者から内諾を得ておくものであります、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間における権利移動面積の平均の 1 割である 4.04ha を目標面積として設定しております。

次に、2、最適化活動の活動目標でございますが、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、全委員が 1 人当たり月に 6 日の活動を行うことを目標としており、これは 1 年間の活動日数を月平均に換算したときに 6 日となっていれば良いということになりますが、月に 1 日は必ず委員活動を行っていただきますようお願ひいたします。

次に、(2)、活動強化月間の設定目標につきましては、国からの通知により 3 か月以上を設定するようにされていることから、昨年度と同様に取組時期を 9

月、1月及び2月、取組項目と強化月間の内容は記載のとおりとした3回を目標として設定しております。

次に、(3)、新規参入相談会への参加目標につきましては、現時点では、八戸市内や三八地区内、あるいは青森県内において開催される相談会について不明でありますことから具体的な記載となっておりませんが、1回を目標として設定した上で、今後、情報収集に努め、開催に関する情報が把握でき次第、委員の皆様へ情報提供を行うこととさせていただきたいと考えております。

事務局案の説明は以上ですが、当該目標は、毎年度4月末までに公表することとなっており、公表は市ホームページに掲載し行う予定です。公表までの流れとしては、本日の総会で決定した目標を、青森県農業会議へ送付し確認を受けまして、問題がなければ市ホームページで公表し、県知事へ報告することになっております。県農業会議による確認の結果、目標内容に大幅な変更が生じるようでしたら、4月総会で修正内容を御説明したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

松石委員

3条4番、5番

木村（弁）委員

次に、日程第3、議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

松石から報告いたします。去る2月29日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号4番と番号5番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

いずれの案件も、賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号4番と番号5番の案件は、賃借人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、いずれも両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも賃貸借です。申請理由は、賃借人はいずれも新規就農、賃貸人はいずれも賃借人の要望のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。申請地における賃借人の作付計画は、いずれもワイン用ぶどうです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも、通作距離は約12.5km、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は1年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で兼業者です。農機具保有状況は、杭250本を所有しており、杭200本、トラクター、軽トラック、マルチスプレイヤー各1台を購入予定のことです。

調査の結果、いずれの案件も、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村から報告いたします。去る2月29日、赤坂英夫農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号6番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約10m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各1台を所有しております。なお、水稻栽培に使用する農機具は保有しておりませんが、今まででは知人農家に農作業を委託しており、今回の申請地についても同じように委託するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

松石委員

松石から報告いたします。去る2月29日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号7番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条7番

調査には、受人は親子2人の共有ですが、親は本人が、子は代理人が、渡人は本人が出席しました。

両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、りんご、ピーマン、そば、及び自家消費野菜です。受人の一方は65歳以上ですが、もう一方の受人である娘が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化は、字館下前の畠はあり、その他はなし、休耕地・山林地は、字大久保と、面積1,077m²及び、面積801

㎡の畠はあり、その他はなしです。農業経験は、親は40年で、子はありません。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女2人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、乗用草刈機、軽トラック各1台を所有しており、田植機、コンバイン各1台を集落営農組織で共用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

齋藤委員

齋藤から報告いたします。去る2月29日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号8番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条8番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、柿です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約15km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター2台、ブームスプレイヤー、ドローン、畔塗機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

松石委員

松石から報告いたします。去る2月29日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号9番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並

3条9番

びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ブルーベリーです。受人は65歳以上ですが、養子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和4年1月に負債整理のため、畠を売却しております。通作距離は約12km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、耕運機2台、刈払機、噴霧機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋委員

磯嶋から報告いたします。去る2月29日、赤坂英夫農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号10番を調査してまいりました。資料の3ページを御覧ください。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条10番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和5年9月に渡人の要望のため、田を取得しております。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター4台、コンバイン3台、田

植機 2 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 10 号、令和 5 年度第 14 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、馬場会長職務代理者は退室をお願いいたします。

(馬場会長職務代理者退室)

会長

それでは、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案について、事務局か

ら説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 10 号、令和 5 年度第 14 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 21 件、使用貸借 4 件の計 25 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 10 名、貸し手 25 名で、利用権設定面積は、合計 294,005.48 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、馬場委員が関係する事案を説明いたします。

利用集積 5 番

番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 6 年 3 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

馬場会長職務代理者の入室をお願いいたします。

(馬場会長職務代理者入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

引き続き、事務局の柏村から説明いたします。

利用集積1番、2番

番号1番から番号2番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号1番は10a当たり年間白米30kg、番号2番は年間総額8,000円でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。

利用集積6番～8番

番号6番から次頁の番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積9番～21番

番号9番から8ページの番号21番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくとねぎを作付けするために、番号9番から8ページの番号19番までは3年10か月間、番号20番から番号21番までは1年10か月間解除条件付で賃貸借するもので、賃借料につきましては、6ページの番号9番から12番、7ページの番号14番から8ページの番号18番までは10a当たり年間10,000円、7頁の番号13番は年間総額175,000円、8頁の番号19番は年間総額87,505円、番号20番は年間総額1,087,500円、番号21番は年間総額276,000円でございます。

利用集積22番

番号22番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用賃借するものでございます。

番号23番から番号25番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括

方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 23 番

番号 23 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間 10,000 円でございます。

利用集積 24 番

番号 24 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積 25 番

番号 25 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6年3か月間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和6年3月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

寺沢委員

寺沢から報告します。去る2月29日、赤坂英夫委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号4番を調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条4番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、全量自家消費のための太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和6年3月25日から令和6年8月30日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は区域外、市川土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立轟木小学校から北西側約450mに位置し、畠、宅地、雑種地、鉄道用地に囲まれ、河川管理用地を通じて市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長 次に、日程第6、議案第12号、令和6年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

それでは、事務局柏村から御説明いたします。

別冊となっております「議案第12号 令和6年度農作業標準賃金の決定について」の資料を御覧願います。

令和6年度農作業標準賃金につきましては、2月総会の協議案件において概要を御説明いたしまして、委員の皆様から2月22日まで意見を募集しておりましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。

2月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、ほ場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定してくださるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料1ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、標準賃金や料金を記載しております。

「1. 農作業労働賃金」は、農作業を依頼した際の一人8時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、米印1と表記しているところですが、青森県の最低賃金が1時間当たり898円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として7,200円としております。米印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の1.5倍となるよう、資料一

番下の計算式のとおり計算し、10,800円としております。

なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

「2. 農作業受委託料金」は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。

この受委託料金は据え置きし、前年度と同額としております。

資料2ページは、過去10年間の青森県最低賃金の推移、及び軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。

資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。

資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の比較表となっております。

資料6ページ、7ページは、三戸郡各町村の比較表となっております。

資料8ページは、東北6県庁所在地の令和5年度の農作業標準賃金比較表となっております。

2ページ以降の資料につきましては、6、7ページには三戸・田子・南部の3町の令和6年の内容を追記しておりますが、それ以外は前回と同じものを添付しております。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 2 月分でございます。資料の 13 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 20 番～33 番

今回の届出は、資料 13 ページの番号 20 番から資料 17 ページの番号 33 番までの計 14 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 15 ページの番号 28 番と資料 16 ページの番号 30 番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 8

日程第 9

会長

次に、日程第 8、報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 9、報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しております。

若佐谷主事

すので、事務局から報告をお願いいたします。

4条1番

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の2月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条10番～12番

番号1番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の21ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号10番、番号11番、番号12番は転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

番号13番、番号14番は転用目的は宅地分譲でございます。

5条13番、14番

番号15番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条15番

次ページを御覧願います。

番号16番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条16番

番号17番、転用目的は駐車場でございます。

5条17番

番号18番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条18番

次ページをお開き願います。

番号19番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条19番

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 2 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 13 番

番号 13 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 6 年 3 月 18 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 40 分)

